

水道施設運転管理業務委託（洲本市サービスセンター管内）プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、水道施設運転管理業務委託（洲本市サービスセンター管内）（以下「委託業務」という。）の契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

（1）委託業務名

水道施設運転管理業務委託（洲本市サービスセンター管内）

（2）履行場所

本庁管轄の水道施設

（3）履行期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

（4）業務内容

委託業務は、次のとおりとする。

1）施設の運転管理及びその他関連業務

- ① 運転管理・設備点検、ならびに法令に基づく毎日検査
- ② 水質管理及び分析調査
- ③ 定期及び臨時の水質検査に関する採水、採水補助及び事務
- ④ 取水・送水・配水量、水圧の管理
- ⑤ 備消耗品の管理
- ⑥ 水処理用薬品類の管理
- ⑦ 異常発生時における原因調査及びそれに対する応急的な処置等
- ⑧ 災害時の対応及び臨機の処置
- ⑨ 各施設の運転状況に関するデータの記録・分析・整理・機械設備等の台帳などの文書作成・管理・保管

2）施設の保守管理及びその他関連業務

- ① 水道施設の保守点検
- ② 簡易な補修等
- ③ 施設の保安全管理
- ④ 構造物及び建築物の清掃・除草などの衛生管理

3 実施方法

- （1）契約候補者を選定するため、水道施設運転管理業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査する。なお、選定委員の氏名・役職等については公表しない。

（2）実施日程

プロポーザルによる契約候補者の選定は、以下の日程により実施する。

項 目	日 程
プロポーザル実施の公告	9月1日（火）
参加申込受付期間	9月2日（水）から 9月17日（木）まで（必着）
参加申込に関する質問受付期間	9月2日（水）から 9月9日（水）12時まで

参加申込に関する質問回答日（予定）	9月14日（月）
参加申込審査結果通知	9月28日（月） 発送
業務提案に関する質問受付期間	10月1日（木） から 10月8日（木） 12時まで
業務提案に関する質問回答日（予定）	10月19日（月）
現地確認・調査申込受付期間	9月2日（水） から 10月8日（木） 12時まで
現地確認・調査	9月2日（水） から 10月16日（金） まで
業務提案書提出期間	10月20日（火） から 11月9日（月） 12時まで必着
提案説明及び質疑応答	11月中旬 (参加資格審査結果と併せて通知する)
選定結果通知・公表	11月下旬
業務開始	令和9年4月1日（木）

※日程は手続きの進捗状況により変更する場合がある。

4 参加資格要件

次の各項目に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) プロポーザル参加申込書の提出日から契約締結日までの期間において、淡路広域水道企業団指名停止基準（平成22年淡路広域水道企業団訓令第2号）に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申立て又は、商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理の申立て等がなされていないこと。
- (4) 淡路広域水道企業団契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成25年訓令第3号）に規定する暴力団等でないこと。
- (5) 次の要件を満たす者を配置すること。
 - ① 水道技術管理者
 - ② 水道浄水施設管理技士2級以上（本委託業務を管理するもの（非常勤でも可）として配置すること。）
 - ③ 水道浄水施設管理技士3級以上
 - ④ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
 - ⑤ その他特記仕様書に定める資格保有者
- (6) 配置予定の総括責任者が、(5) ①又は②の資格を有し、3年以上の実務経験を有する、常時雇用関係にある、正社員であること。
- (7) 共同企業体による参加の場合は、次の①から⑥までの要件をすべて満たすこと。
 - ① 共同企業体を構成する各事業者（以下「構成員」という。）数は、3社を限度とする。
 - ② (1) から (4) までの要件については、すべての構成員が満たすものとする。
 - ③ (5)、(6) の要件については、共同企業体として満たすものとする。
 - ④ 共同企業体の構成員は、単体企業及び他の共同企業体の構成員として、このプロポーザルへ参加することはできないものとする。

- ⑤ 共同企業体の構成員は、委託業務に関して当該共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものであること。
- ⑥ すべての構成員から1名以上の常時雇用関係にある正社員を配置すること。

5 参加申込

(1) 参加申込書等の配布方法

淡路広域水道企業団ホームページからダウンロード

■ ホームページアドレス <http://awaji-suido.jp/>

(2) 提出書類

次の書類を正1部、副8部（副は複写可とする）を提出すること。

- ① 参加申込書 【様式1-1号】
- ② 会社概要（共同企業体においては全構成員分を提出すること） 【様式1-2号】
- ③ 財務状況関係書類（共同企業体においては全構成員分を提出すること）
経営比率計算書【様式1-3号】及び直近2ヶ年の各会計年度における決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告書）
- ④ 法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税等に滞納がないことの証明書（共同企業体においては全構成員分を提出すること）
※ 参加申込書提出日以前3ヵ月以内の証明書で、証明日現在で、未納がないことの証明書又は直近2ヵ年分の納付証明書
- ⑤ ISO(9001、14001)等の取得状況、SDGs や水循環企業認証の取組み状況を示す書類がある場合は、取得していることを示す書面の写しを提出することができる。
- ⑥ 平成28年以降の、業務実績について、【様式1-4号】に記載すること。
- ⑦ 配置予定の責任者の資格及び実務経験について、【様式1-5号】に記載すること。
- ⑧ ⑦の業務受託実績を証する契約書等の写し
- ⑨ 配置予定の有資格者数について、【様式1-6号】に記載すること。
- ⑩ （共同企業体により参加する場合は）共同企業体結成届、委任状及び使用印鑑届【様式1-7号】

(3) 提出期限

令和8年9月2日（水）から令和8年9月17日（木）必着

(4) 提出方法

提出方法は問わない。ただし、電子媒体及びファックスでの提出は認めない。

(5) 提出場所

淡路広域水道企業団 淡路広域水道調整センター（兵庫県淡路市久留麻239-1）

(6) 審査結果の通知

令和8年9月24日（木）以降、各参加申込者あてに参加資格の審査結果を随時通知する。

(7) 参加申込に関する質疑について

① 受付期間

令和8年9月2日（水）から令和8年9月9日（水）12時まで

② 受付方法

参加申込に関する質問【様式1-8号】に必要事項を記入のうえ、電子メールに添付し提出すること。

なお、電子メールの表題は「参加申込に関する質問」とすること。

■ 提出先メールアドレス kigyoudan@awaji-suido.jp

(8) (7) に関する回答

① 回答予定日

令和8年9月14日（月）

② 回答方法

質問に対する回答は、質問者を匿名化し、企業団ホームページにて回答するものとする。

なお、電話及び口頭による回答など個別の対応は、一切行わない。

6 現地確認・調査

参加申込書の提出が受理された者のうち、現地確認・調査を希望する者を対象に、現地確認・調査を認める。なお、現地説明会はしない。

- (1) 申込方法
現地確認・調査申込書【様式1-9号】を、提出すること。
- (2) 申込受付期間
令和8年9月2日（水）から令和8年10月8日（木）12時まで
- (3) 提出方法
提出方法は問わない。ただし、電子媒体及びファックスでの提出は認めない。
- (4) 提出先
淡路広域水道企業団 淡路広域水道調整センター（兵庫県淡路市久留麻 239-1）
- (5) 現地確認・調査日
令和8年9月2日（水）から令和8年10月16日（金）までの間で企業団が指定する日。
- (6) 調査回数
2回以上の現地確認・調査を希望する場合は、前回の現地調査終了後に次回の現地調査申し込みを受け付ける。なお、複数回の現地確認・調査については、工事等で立入が困難な場合、断る場合がある。
- (7) 留意事項
 - ① 現地確認・調査に際しては、1社あたり3名までとし、浄水場職員の指示に従うとともに、ヘルメット及び作業服を着用するなど、安全管理に万全を期すこと。
 - ② 浄水場内を撮影するときは、事前に浄水場職員の許可を得ること。
 - ③ 参加申込（5）にて、参加資格がないと認められた者は、参加資格がないと認められた日以後の現地調査はできない。

7 業務提案書及び提案見積書（以下「提案書等」という。）の提出すること。

- (1) 参加資格を認められた者は、次の書類を提出すること。
 - ① 業務提案書【様式2-1号】 正1部、副12部（副は複写可とする）
 - ② 提案見積書【様式3号】 正1部
- (2) 提案書等の提出期間
令和8年10月20日（火）から令和8年11月9日（月）12時まで 必着
提出期間内に提出が無かった場合は、参加を辞退したものとする。
- (3) 提出方法
提出方法は問わない。ただし、電子媒体及びファックスでの提出は認めない。
- (4) 提出先
淡路広域水道企業団 淡路広域水道調整センター（兵庫県淡路市久留麻 239-1）

8 提案書等の作成要領

- (1) 業務提案書の作成要領
 - ① 書式は指定の様式を使用し、指定がない場合は任意様式とする。
 - ② サイズは日本産業規格「A4版」縦置き横書き左綴じ片面1ページとし、文字のフォントは11ポイント以上とする。
 - ③ 業務提案書を補足する資料は、必要最低限の添付を認めるが評価の対象としない。
 - ④ 作成方法については、別紙1「提案書等作成に関する留意点」に示すとおりとする。
- (2) 提案見積書の作成要領
 - ① 提案見積額は471,800千円（消費税及び地方消費税を除く）を上限とする。
 - ② 提案見積額は、委託業務全体に要する費用を積算し、5年間に要する費用の総額（消費

税及び地方消費税を除く。)を提案見積書【様式3号】に記載し提出すること。

③ 提案見積額に対する内訳書を添付すること。

④ 作成方法については、別紙1「提案書等作成に関する留意点」に示すとおりとする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 参加資格要件を満たさなくなった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 提案見積額が上限額を超えている場合
- ⑤ 信義に反する行為があった場合

(4) 提案書等作成に関する質疑について

① 受付期間

令和8年10月1日(木)から令和8年10月8日(木)12時まで

② 受付方法

提案書等作成に関する質問書【様式2-2号】に必要事項を記入のうえ、電子メールに添付し提出すること。

なお、電子メールの表題は「提案書等作成に関する質問」とすること。

■提出先メールアドレス kigyoudan@awaji-suido.jp

(5) (4)に関する回答

① 回答予定日

令和8年10月19日(月)

② 回答方法

質問に対する回答は、質問者を匿名化し、淡路広域水道企業団ホームページにて回答するものとする。

なお、電話及び口頭による回答など個別の対応は、一切行わない。

9 提案説明

以下により、提出された提案書等に基づき提案説明及び質疑応答を実施する。

(1) 内容

提案書等の提案説明 (30分) 質疑応答 (30分)

(2) 実施日時及び場所

日時 参加資格審査結果通知と併せて通知する。

場所 淡路広域水道企業団 三原浄水場 大会議室(兵庫県南あわじ市神代浦壁792-6)

(3) 留意事項

- ① 出席者は1社3名以内とする。(提案説明実施当日に出席者名簿を提出すること。様式任意)
- ② 提案説明の内容には提案者が特定できる文言を使用しないこと。
- ③ 提案説明に使用する機材は各自で用意すること。(常設スクリーン4:3 100インチは使用可)
- ④ 提案終了後は随時解散とする。

10 提案書等の審査及び契約候補者の選定

(1) 参加者の提案書等及び提案説明に基づき審査を行い、評価の高い事業者を契約候補者として選定する。

(2) 評価事項、評価項目及び配点は、次のとおりとする。

評価事項	評価項目	配点
会社概要・財務状況について	①履行期間に安定的な業務の遂行を担保するため、事業者の経営状況を評価する。	10 点
業務遂行について	②類似水道施設の業務受託実績	10 点
	③配置予定者及び社員の有資格者数	
施設管理運営について	④業務実施体制	10 点
	⑤配置予定の責任者の経歴	
業務の取組方針について	⑥運転管理業務の取組方針	70 点
	⑦保守管理業務の取組方針	
	⑧保守管理業務の実施内容、実施回数	
	⑨安全衛生管理と社員教育研修の取組方針	
	⑩危機管理に対する考え方及び体制	
	⑪災害等における協力・支援体制	
	⑫その他独自提案	
提案見積書	提案見積価格	20 点

合計 120 点

※総合評価点が70点未満の場合は、受注者選定の対象となることができない。

- (3) 審査結果は、淡路広域水道企業団ホームページ上で公表する。併せて、全ての提案参加者へ結果通知書により通知する。
- (4) 審査結果公表日
令和8年11月下旬
- (5) 審査結果に対する異議は受付けない。
- (6) 提案書等及び審査内容は公表しない。

1 1 非選定理由の説明

非選定者は非選定理由について、書面（任意様式）により説明を求めることができる。ただし、説明要求に対しては、当該参加事業者の合計評価点及び順位に限り書面にて回答するものとし、審査内容及び他の参加事業者に関する説明要求は、一切認めないものとする。

- (1) 要求期限
審査結果公表日から起算して7日間
- (2) 要求方法
持参のみ受付けます。（任意様式）
- (3) 提出先
淡路広域水道企業団 淡路広域水道調整センター
- (4) 回答予定
要求日から起算して7日以内を目途とする。なお、要求日とは要求に係る書類を受付けた日とする。

1 2 契約候補者決定後の措置

- (1) 契約候補者と委託契約の条件等について、協議を実施し、双方合意に達した場合に、淡路広域水道企業団契約規程（平成 22 年淡路広域水道企業団管理規程第 4 号）に基づき、委託契約を締結する。なお、契約予定者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、次順位者と協議するものとする。
- (2) 委託契約の条件等に双方合意の後から令和 9 年 3 月 31 日の間は業務引き継ぎ期間とし、現行受託者と協力し対象施設、施設の運転監視及び維持管理等に係る業務全般の引き継ぎを円滑に行うこと。なお、引き継ぎに要する経費は現行受託者から業務を引き継ぐ事業者が負担する。
- (3) 契約金額
契約金額の決定にあたっては、契約候補者との協議により合意した金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。
- (4) 契約保証金
淡路広域水道企業団契約規程（平成 22 年淡路広域水道企業団管理規程第 4 号）の定めによるものとする。

13 その他

- (1) プロポーザルに伴う参加申込書・提案書等の作成及び提出に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、返却しない。
- (3) 本要領に定めるものの他、必要な事項については企業長が別に定める。

別紙 1

提案書等作成に関する留意点

次の事項を踏まえて、業務提案書及び提案見積書を作成すること。

1 業務実施提案書作成に関する留意点

業務の取組方針について

1) 運転管理業務の取組方針

委託内容及び対象施設の特性等を踏まえた水道施設の運転管理の考え方、方法、留意点等について、記載すること。

2) 保守管理業務の取組方針

対象施設の特性等を踏まえた保守管理の考え方、保守管理方法等について、記載すること。

3) 保守管理業務の実施内容や実施回数

保守管理業務の取組方針を踏まえた対象施設の日常点検、保守点検等について、実施内容や実施回数等を具体的に記載すること。

さらに、独自の発想による効果的な管理方法等の提案も受付ける。

4) 安全衛生管理と社員教育研修の取組方針

本業務に従事する職員の安全衛生管理の方針及び具体的な方法並びに社員教育研修に対する考え方及び体制について、記載すること。

5) 危機管理に対する考え方及び体制

危機管理に対する考え方及び体制、停電、地震等の災害時や設備故障、水質異常、漏水事故等、水道の危機管理に対する方針、考え方、体制等について、記載すること。

6) 災害等における協力・支援体制

災害時等における協力・支援体制、災害時の協力・支援体制の整備状況や実績について、記載すること。

7) その他独自提案

自社のノウハウを基に、淡路広域水道企業団における運転管理業務等の効率化について、で提案すること。（例：DX の推進や新しい技術の導入などにより、作業速度の向上やミスの削減など業務効率化に向けた提案）

2 提案見積書作成に関する留意点

(1) 見積額は仕様書、特記仕様書及び作成する業務提案書に基づき算出すること。

(2) 提案見積額

本業務の委託料の上限額は、次のとおりである。

471,800千円（消費税及び地方消費税を含まない）